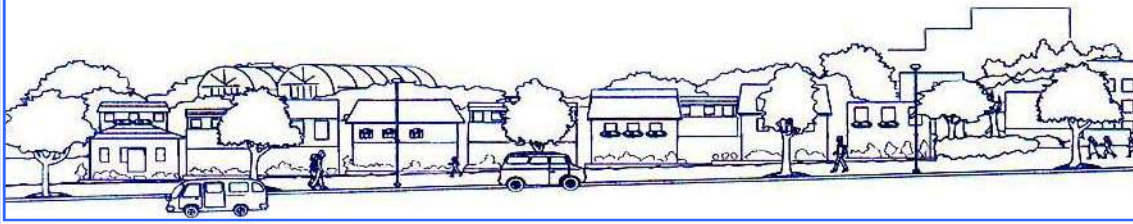




江戸川沿川 篠崎公園地区



第21回土地区画整理審議会 開催報告

日頃より、区政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年11月25日（木）に第21回土地区画整理審議会を開催いたしました。

今回の審議会では、造成工事の進捗及び造成計画変更の報告と仮換地指定に関わる諮問を行い、諮問事項につきましては、異議のないことの答申をいただきました。

第二次移転権利者の仮換地指定を行います

第二次移転権利者（裏面参照）のみなさまにおかれましては、令和4年秋頃に造成工事を始めるため、それまでに現在の建物の除却（解体）を行っていただく必要があります。

そのため、令和3年12月中旬頃に仮換地指定通知書を郵送いたします。

この通知は、これからお住まい（ご使用）になる仮換地の位置・地積・仮換地指定の効力発生日等をお知らせするものです。今後の再建の手続き等に必要書類となりますので、お手元に届きましたら、紛失することのないように大切に保管してください。

仮換地指定とは？

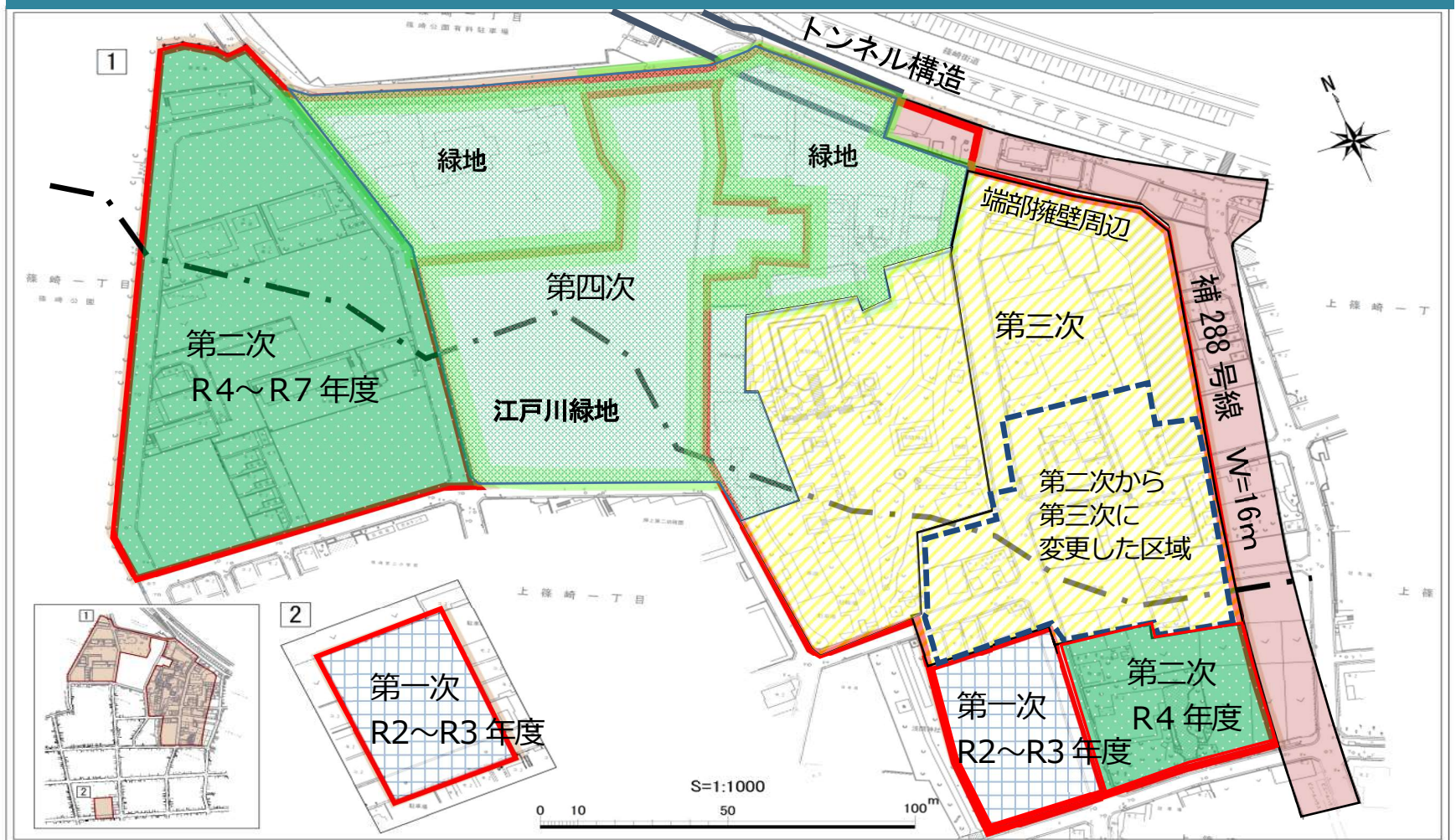
従前の宅地に代えて、新たに使用収益可能な宅地(換地)を定めることです。換地は事業完了時の換地処分を経て登記される土地であることから、この宅地を換地処分までの間、仮換地と言います。

地区内の造成工事計画について

地区内で進めている造成工事の計画について一部変更を行います。

今回の変更では、地区内東側の一部の造成につきまして、盛土計画の変更に伴い、第二次から第三次に変更いたします。

全体造成工事計画（変更後）



※変更区域及び年度は現時点での予定です

<お問い合わせ先>

※電話：平日8：30～17：00

電話：計画換地係 5664-2619 移転造成係 5664-2616 FAX 朝 5243-3711

住所：〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-1 篠崎地区まちづくり事務所



【URL】 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/saigainitsuyoi/machidukurijoho/sinozakikoen/index.html>

